4　支援協議会に関する事項

⑴　支援協議会について、第２の13⑴に準じた改正を行う。（第八十九条の三第五項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

5　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組を促進するための促進協議会について、第２の15に準じた改正を行う。（第八十九条の四、第八十九条の五第一項等関係）

6　その他所要の改正を行う。

第４　児童福祉法の一部改正

1　特例障害児通所給付費及び特例障害児相談支援給付費の対象となるサービス類型の新設に関する事項

⑴　特例障害児通所給付費及び特例障害児相談支援給付費の対象となるサービス類型の新設について、第２の６⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第二十一条の五の四第一項第三号、第二十四条の二十七第一項第二号等関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

2　内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の円滑な実施を確保するための基本的な指針において定めるものとされている障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項及び提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めるに当たっては、障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組が促進されるように配慮するものとする。（第三十三条の十九第三項関係）

3　市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の見直しに関する事項

⑴　市町村障害児福祉計画について、第２の14⑵（イに係る部分に限る。）に準じた改正を行う。（第三十三条の二十第三項第三号関係）

⑵　都道府県障害児福祉計画について、第２の14⑸（ハに係る部分に限る。）に準じた改正を行う。（第三十三条の二十二第二項第四号、第五号関係）

4　障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組を促進するための協議会について、第２の15に準じた改正を行う。（第三十三条の二十六、第三十三条の二十七第一項等関係）

5　その他所要の改正を行う。

第５　生活困窮者自立支援法の一部改正

1　生活困窮者に対する自立の支援に当たって緊密な連携に配慮する関係機関として、地域における防災に関する業務並びに地域における消費者の利益の擁護及び増進に関する業務を行う関係機関を追加するとともに、当該支援は、その支援体制の整備により生活困窮者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会が形成されることを目指して行われなければならないものとする。（第二条第二項関係）

2　生活困窮者居住支援事業のうち、生活困窮者自立支援法第三条第六項第二号に掲げる事業の対象者として、近隣に居住する家族がいないことその他の理由により日常生活を営むのに支障がある生活困窮者及び生活保護法第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者を追加する。（第三条第六項第二号関係）

3　その他所要の改正を行う。

第６　老人福祉法の一部改正

1　市町村老人福祉計画について、老人福祉事業その他の老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者と支援関係機関との連携に関する事項について定めるよう努めるものとする。（第二十条の八第三項第三号関係）

2　有料老人ホーム協会の業務の見直しに関する事項

有料老人ホーム協会の業務として、次に掲げる事項を追加する。（第三十一条の二第一項第五号、第六号関係）

⑴　有料老人ホームの設置者による有料老人ホーム入居情報提供事業者（有料老人ホームへの入居を希望する者及びその家族等又は有料老人ホームの設置者から、有料老人ホーム又は有料老人ホームへの入居を希望する者に関する情報の提供の求めを受け、これらの者に対して当該情報を提供する事業を行う者をいう。）の適正な利用の確保に関する調査及び研究

⑵　有料老人ホームの入居者の利益の保護に関する情報の収集、整理及び提供

3　有料老人ホームの設置の届出等に関する事項

⑴　有料老人ホームであって、４⑴の登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホーム以外のものを設置しようとする者は、あらかじめ、その施設ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、入居させる者が該当する要介護状態区分その他厚生労働省令で定める介護等の供与が必要な状態に関する事項等を、当該施設を設置しようとする地の都道府県知事に届け出なければならないものとする。（第二十九条第一項関係）

⑵　⑴による届出には、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を記載した事業計画書及び入居契約（入居させる者と締結する有料老人ホームへの入居に係る契約をいう。以下同じ。）に係る約款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないものとする。（第二十九条第二項関係）

⑶　４⑹の登録有料老人ホームを除く有料老人ホームの設置者に関し、誇大広告の禁止、契約締結前における書面の交付及び説明等、所要の規定を設ける。（第二十九条の二～第二十九条の八、第二十九条の十～第二十九条の十二関係）

⑷　⑶の有料老人ホームの設置者は、入居者が４⑴の状態に至った場合であって、当該入居者が４⑹の登録有料老人ホーム又は介護保険施設その他の介護サービスを提供する施設への入居又は入所を希望するときは、当該入居者に対し、これらの施設に円滑に入居又は入所をし、かつ、必要な介護等又は介護サービスの継続的な供与又は提供がされるよう、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事、４⑹の登録有料老人ホームの設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないものとする。（第二十九条の九関係）

⑸　⑶の有料老人ホームの設置者に関し、報告徴収及び立入検査、改善命令、事業停止命令等、所要の監督規定を設ける。（第二十九条の十三～第二十九条の十五関係）

⑹　その他所要の改正を行う。

4　一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設に関する事項

⑴　有料老人ホームであって、登録有料老人ホーム事業（介護等の供与が必要な状態が政令で定める要介護状態区分に該当する状態その他これに準ずるものとして政令で定める状態にある者を入居させ、介護等の供与をする事業をいう。以下同じ。）を行うものを設置しようとする者は、あらかじめ、その有料老人ホームごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームを設置しようとする地の都道府県知事の登録を受けなければならないものとする。（第二十九条の十六第一項関係）

⑵　⑴の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。（第二十九条の十六第二項関係）

⑶　⑴の登録（⑵の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するとともに、当該申請書には、厚生労働省令で定めるところにより、⑴の登録の申請前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき等に該当しないことを誓約する書面、厚生労働省令で定める事項を記載した事業計画書及び入居契約に係る約款その他厚生